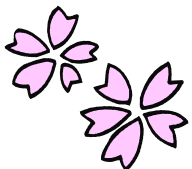
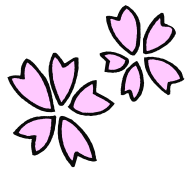


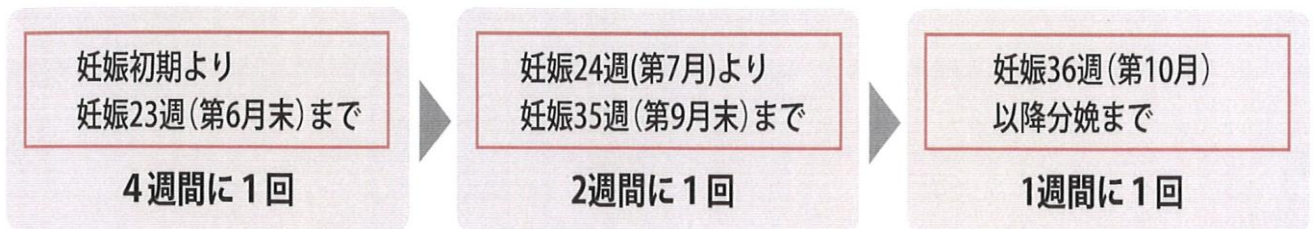
社	会	保	険
	通	信	

平成 27 年 10 月 読売新聞から



子育て支援って何があるの？ 妊婦健診の助成金

■妊婦が受診することが望ましい健診回数



※上記に沿って受診した場合、受診回数は14回程度になります。



母子手帳と一緒にもらえる「妊婦健康診査受診票等の無料チケット」ですが、無料チケットというイメージが広く一般的に認知されていて、大きな勘違いをされている方が多いです。

「受診票に記載された検査を受けた場合に、一定金額を上限として助成が受けられる」のであって、全額無料になるわけではありません。

最も注意しなければいけないのが「病院や医院での指導内容や検査項目により、自己負担額が発生」の部分です。病院側が料金を決められる自由診療になっているので、個人病院と総合病院等では大きく料金が違ってきます。


出産育児一時金



出産すると健康保険から支給されるお金に「出産育児一時金」がありますが支給額は、1児につき42万円(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療保障制度加算対象出産ではない場合は39万円)です。勤務先や住まいの地域の国民健康保険によっては、さらに上乗せして給付するところもあります。

「出産育児一時金」の3つの受け取り方法

- ① **本人受取**・・・病院への支払をすませた後に、本人が健康保険に請求。
- ② **直接支払制度**・・・医療機関側が請求も受け取りも行う。
本人は出産費用と出産育児一時金の差額を医療機関に払えばよい。
- ③ **受取代理制度**・・・出産前に本人が健康保険に請求し、医療機関が受取る方法。
本人は出産費用と出産一時金の差額を医療機関に払えばよい。



2010年厚生労働省調査による出産に係る費用は全国平均47万3626円。最も多い金額は46万5000円でした。

2015年(平成27年度)児童手当支給額

支給対象年齢	支給額(月)
0歳～3歳未満	15000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円
所得制限世帯(扶養親族数により違う)	5000円

受給者の所得が所得制限限度額以上である場合は、子どもの人数や年齢区分にかかわらず、子ども1人につき月額5,000円が支給されます。

東京都の子どもの医療費の助成



東京23区の助成内容は統一されているわけではなく、それぞれの区が東京都の内容に独自で上乗せして助成内容を決めています。

23区の乳幼児医療費助成は、都の段階で入院も通院も自己負担分を全額助成。

義務教育就学時医療助成費は、通院1回につき上限200円の一部負担を設けず、23区全てが自己負担分を全額助成。所得制限はどの区も設けていません。

千代田区は、入院も通院も高校3年まで自己負担分を全額負担しています。高校に通っていないくても自己負担分が助成されます。ただし、子どもが保護者の扶養を外れた場合は対象外です。

北区も、高校3年まで助成対象の範囲ですが、入院のみの拡大で、通院による医療費の助成はありません。

子どもが2人以上の世帯の利用料の軽減



幼稚園

保育所

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学1年生	2年生	3年生
			第3子 無料	第2子 半額				第1子
第3子 無料	第2子 半額			第1子				

基本的に、2番目の子は半額、3番目の子以降は無料。ただし、対象期間が決まっています。幼稚園は3歳から小学3年生まで、保育所なら0歳から5歳までの6年間に、2人以上が通っている世帯が条件となります。自治体によっても異なります。



9月24日総裁選で無投票で当選された後の記者会で、《1億総活躍社会》を目指すとして述べ、3本の矢として「強い経済」「子育て支援」「社会保障」の3分野を重点的に政策を推進する考えを示しました。子育て支援の強化によって「現在は1.4程度の出生率を1.8程度に回復させる」と表明しましたが、言っただけで終わりませんように。